

I 宝塚市介護保険事業の沿革

I 宝塚市介護保険事業の沿革

平成9年（1997年）12月に介護保険法が成立し、介護を社会全体で支える新たな社会保障制度が創設されました。平成12年（2000年）4月から宝塚市は保険者として、介護保険制度の運営を開始しました。

主な経緯は次のとおりです。

平成9年（1997年）

12月17日

- ・介護保険法成立

平成10年（1998年）

4月 1日

- ・宝塚市健康福祉部に介護保険課設置
- ・宝塚市高齢者保健福祉計画策定委員会及び宝塚市介護保険事業計画策定委員会設置
- ・高齢者一般調査、要援護高齢者需要調査実施
- ・高齢者介護サービス体制整備支援事業（モデル事業）実施

平成11年（1999年）

4月 1日

- ・宝塚市健康福祉部に介護給付課設置

6月 30日

- ・宝塚市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例施行（委員定数40名）

10月 1日

- ・要介護（要支援）認定申請受付開始

11月 6日

- ・介護保険市民フォーラム開催（第1回）

平成12年（2000年）

3月 29日

- ・宝塚市高齢者保健福祉計画・宝塚市介護保険事業計画（ゴールドプラン21宝塚）策定

4月 1日

- ・宝塚市介護保険条例施行
- ・宝塚市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例廃止
- ・介護（予防）給付開始、特別給付（配食サービス）開始
- ・訪問通所系サービスの短期入所サービスへの振替措置開始
- ・介護給付課と介護保険課を統合、介護保険課設置

5月 22日

- ・宝塚市介護保険事業者連絡会設立

7月 1日

- ・社会福祉法人等による利用者負担の軽減開始
- ・介護保険の在宅サービスの利用実態に関するアンケート実施
- ・宝塚市介護保険運営協議会設置
- ・宝塚市介護保険条例の一部改正（宝塚市介護認定審査会の委員定数を84名に変更）
- ・第1号被保険者介護保険料徴収開始
- ・介護保険市民フォーラム開催（第2回）

平成13年（2001年）

4月 1日

- ・社会福祉法人等による利用者負担減免の該当要件緩和

7月 11日

- ・介護保険料の減免

10月

- ・宝塚市介護保険事業者協会発足

12月 31日

- ・第1号被保険者介護保険料を本来の保険料額で徴収
- ・訪問通所系サービスの短期入所サービスへの振替利用の廃止

平成14年（2002年）

1月 1日

- ・訪問通所サービス区分と短期入所サービス区分の支給限度の一本化

2月 16日

- ・高齢者一般調査・在宅要援護需要調査実施

10月

- ・介護保険市民フォーラム開催（第3回）

12月 25日

- ・特別養護老人ホームコーディネートマニュアルの導入（兵庫県）
- ・宝塚市介護保険条例の一部改正（介護保険運営協議会の構成委員の変更）

平成15年（2003年）

2月 24日

- ・介護報酬の改定（関係告示の改正）

3月 6日

- ・宝塚市高齢者保健福祉計画・第2期宝塚市介護保険事業計画の策定

3月 13日

- ・宝塚市介護保険条例の一部改正（介護保険料率の改正）

3月 22日

- ・介護保険市民フォーラム（第4回）

4月 1日

- ・要介護認定一次判定ソフト改訂版施行

認定調査項目改訂（85項目→79項目へ変更）

10月 24日

- ・宝塚市介護認定審査会の合議体数を8から18へ、合議体の委員定数を7人から5人

平成16年（2004年）

2月 7日

- ・ケアプラン指導研修事業開始

4月

- ・介護保険市民フォーラム（第5回）

- ・要介護更新認定の有効期間の変更（最大24ヶ月まで延長）

平成17年（2005年）	
3月 13日	・介護予防講演会
4月	・地域介護福祉空間整備交付金の創設
6月 29日	・介護保険法等の一部を改正する法律成立
10月 1日	・介護保険法及び介護報酬の改定（施設サービス等に係る居住費・食費等が保険給付対象外となる）（10月施行分）
平成18年（2006年）	
2月 14日	・宝塚市高齢者保健福祉計画・第3期宝塚市介護保険事業計画（ゴールドプラン21宝塚）策定
3月 18日	・介護予防講演会
3月 30日	・宝塚市介護保険条例の一部改正（介護保険料率等の改正）
4月 1日	・改正介護保険法の全面施行 新予防給付、地域包括支援センターの創設、地域密着型サービスの創設 介護サービス情報の公表制度の創設、介護報酬の改定
平成19年（2007年）	
3月 18日	・要介護認定一次判定ソフト改訂版施行（予防給付、介護給付相当の判定）
平成20年（2008年）	
3月 8日	・認知症を理解する講演会
3月 31日	・シンポジウム「高齢者虐待を考える」
5月 28日	・宝塚市介護保険条例の一部改正（介護保険料率特例等の改正）
10月 18日	・「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律」公布 ・「第1回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に催
平成21年（2009年）	
2月 26日	・宝塚市高齢者福祉計画・第4期宝塚市介護保険事業計画（ゴールドプラン21）策定
3月 13日	・介護報酬の改定（関係告示の改正）
3月 27日	・宝塚市介護保険条例の一部改正（介護保険料率等の改正）
3月 27日	・宝塚市介護従事者待遇改善臨時特例基金条例成立
4月 1日	・要介護認定一次判定ソフト改訂版施行（判定ロジックの見直し、要支援2と要介護1の判別、認知症加算等の判定）
4月 17日	・認定調査項目の見直し（82項目→74項目へ変更）と定義の改正及び主治医意見書記入項目の追加
5月 1日	・要介護認定の見直しに伴う経過措置について（4月1日実施）
10月 1日	・改正介護保険法施行
11月 25日	・認定調査員データベースの修正（82項目中43項目）及び経過措置の終了
12年 17日	・「第2回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に催
平成22年（2010年）	
10月 9日	・「第3回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に催
平成23年（2011年）	
6月 15日	・介護保険法等一部改正の公布（介護サービスの基盤強化に関する改正）
11月 23日	・「第4回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に催
平成24年（2012年）	
2月 27日	・宝塚市高齢者福祉計画・第5期宝塚市介護保険事業計画（ゴールドプラン21）策定
3月 5日	・宝塚市介護保険事務処理システム変更
3月 29日	・介護保険法施行規則の一部改正の公布（要介護・要支援認定の有効期間の改正）
3月 30日	・宝塚市介護保険条例の一部改正（介護保険料率等改定）
4月 1日	・宝塚市介護保険規則の一部改正（介護保険料減免規定改定・介護認定審査会合議体数改定） ・平成24年度介護報酬改定 ・介護認定有効期間改正（新規申請者）
11月 10日	・「第5回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に催
平成25年（2013年）	
3月 25日	・宝塚市介護保険条例の一部改正（介護保険料徴収に伴う理由附記）

	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 ・宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定 ・宝塚市指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定
11月20日 平成26年(2014年) 1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に開催 ・宝塚市介護保険条例の一部改正（延滞金の割合に関する改正）
6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」成立
11月 7日 平成27年(2015年) 2月 23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に開催 ・宝塚市高齢者福祉計画・第6期宝塚市介護保険事業計画（ゴールドプラン21）策定
3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 ・宝塚市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 ・宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定 ・宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の制定 ・宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度介護報酬改定 ・改正介護保険法一部施行 (特別養護老人ホームの入所要件に、原則、要介護度3以上を追加)
6月 29日	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市介護保険条例の一部改正（公費投入による低所得者の介護保険料軽減、平成27年4月1日から適用）
8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・改正介護保険法一部施行 (一定以上の所得がある人の利用者負担割合を2割に引き上げ) (高額介護（介護予防）サービス費の上限額の引き上げ（37,200円→44,400円）) (特定入所者介護サービス費（補足給付）において、認定要件に資産などを勘案し、預貯金等の金額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は対象外）
11月20日 平成28年(2016年) 4月 1日 8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に開催 ・改正介護保険法一部施行（地域密着型通所介護の創設） ・改正介護保険法の一部施行（利用者負担段階の第2段階と第3段階とを区分する年金収入等に非課税年金（遺族年金や障害年金）を算入） ・「第9回介護を考える市民フォーラムin宝塚」宝塚市介護保険事業者協会と共に開催
11月11日 平成29年(2017年) 3月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定（地域密着型通所介護の創設、運営推進会議の設置、文書保存年限の変更） ・宝塚市介護保険条例の一部改正（公費投入による低所得者の介護保険料軽減の延長）

